

- 法第 107 条及び 108 条の改正により、市町村及び都道府県は、地域福祉（支援）計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるなど、地域福祉計画の位置づけなどが見直されました。

【改正のポイント】（法第 107 条、108 条）

- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

- 厚生労働省は、新たに努力義務とされたこれらの施策等を促進するため、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 35 号）を策定するとともに、「地域福祉（支援）計画の策定ガイドライン」を含む関係通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を示しました。
- 社会福祉法の改正によるこれらの施策等は、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格（前掲）の「地域課題の解決力の強化」を図るためのものであることも、改正社会福祉法の趣旨・規定等とともに踏まえる必要があります。
- 今後の地域福祉（支援）計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組をすすめることが求められます。

【評価指標の検討】

- 地域福祉計画においては、住民主体の計画の目標（評価指標）とともに、行政計画として必要な評価の視点や指標を整理することが必要です。
- 住民主体の計画の目標（評価指標）は、いわゆるプロセス指標が重視されるべきですが、行政計画としてはプロセス指標ともに、定量化とアウトカム目標（指標）も求められています。
- 評価指標の設定や評価の実施にあたっては、例えば、地域住民等との協働による地域生活課題を解決する事業・活動については、その結果や成果のみならず、プロセスの状況やプロセスから生じた地域や住民等の変化などにも着目することが重要です。
- 個別施策の目標（評価指標）の設定にあたっては、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示すことが必要です。
- ただし、数値だけが全てではありません。地域生活課題については、丁寧な事例検討を重ねるなど、具体的な課題を共有していかなければならないことが多くあります。
- 定量化になじまない事項については、定性的な目標設定を行うとともに、その内容は具体的なものとすることが重要です。
- 定量的な成果指標を設定することは、施策等の実効性と明快性を高めるとともに、客観的な検証・評価のもとに進行管理を行うために必要ですが、それだけにとらわれると計画が数値だけのものになってしまいます。
- 評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要であることにも留意します。

(3) 評価段階での検討・実施事項

① 計画の年次評価、中間評価・計画の評価・改定検討

- 地域福祉計画推進・評価委員会及び庁内検討会等の庁内体制において、年度ごとの評価や中間評価にもとづき、計画期間における施策等の推進と目標の達成に向けた課題等の分析・評価を実施します。
- 年度ごとの進捗管理や中間評価等にもとづき、計画期間中の施策等の実施状況と目標の達成状況等を分析・評価し、必要な対策・施策等を実施します。
- 地域福祉計画全体のPDCAとともに、所管部局・課室による個別施策ごとのPDCAが並行して進められることとなるため、双方の調整と効果的な実施に配慮します。
- 「D」だけに注目して事業の実施状況や実績だけの評価に留まらず、どのように「改善」したか、あるいは「修正」したかという「C」や「A」の視点を含むことが必要です。
- 評価の実施にあたっては、その結果や成果のみならず、プロセスの状況やプロセスから生じた地域や住民等の変化などにも着目することが重要です。
- また、地域生活課題の具体的な解決・緩和に関する事項については、事例検討などを通じて生活の質的な変化を確認することも有用です。
- 定量化になじむ事項、定量化になじまない定性的な事項の相違とそれぞれの意義を十分に踏まえながら、評価を進めることが必要です。

【年度ごとの評価】

- 年度ごとに施策等の実施状況や目標の達成状況等を把握し、取組の総括を行うとともに、次年度事業等の改定の必要性の要否を検討、必要な対策等を講じます。

【中間評価】

- 中間評価については、計画期間の終了までに一定期間の施策等の実施状況や目標の達成状況等を分析・評価するものです。

【地域の社会資源の把握、新たな位置づけ】

- 地域福祉を推進するための社会資源は、それぞれの地域の実情において様々であり、かつ限られている場合があります。新たな社会資源の創出という視点が重要です。また、既存の社会資源を把握し、包括的な支援体制にしっかりと位置づけることも必要です。
- その際、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の位置づけや地域の社会福祉法人相互の協議の場づくりをはじめ、地域生活課題の解決に資するようなプラットフォームやネットワークづくりも必要です。

【計画の評価体制づくりなど「PDCA」の着実な実施】

- 地域福祉計画については、計画策定における課題共有などにより、その策定プロセス自体がから地域福祉の推進につながっていることがガイドラインにも示されています。
- また、地域福祉計画にもとづく事業・活動の推進にあたっては、庁内及び地域住民等との対話による計画の「PDCA」の体制・しくみづくりが重要です。
- 地域福祉計画の目標（評価指標）については、行政計画としての意義を踏まえた数値目標（評価指標の数値化など）を適切に設定します。
- 一方、地域住民等とともにすすめる事業・活動に関する目標（評価指標）については、そのプロセスにかかわるものも多く数値化にはなじまない場合もありますが、地域住民等との十分な協議のもとに、具体的なプロセスの目標を設定できるように留意します。
- その結果、地域共生社会の実現に向けて、多様なステークホルダー（構成員）による関係構造（リレーションシップ）を変えていく地域福祉ガバナンスを構築していきます。